

由仁町地域おこし協力隊募集要領

【１ 町の概要】

由仁町は、道都札幌市、空の玄関新千歳空港、海の玄関苫小牧港へのアクセスが便利な人口約4,500人の「都会に近い田舎」です。

北海道空知管内の最南端に位置し、どこまでも見渡せる田園や、色分けされたじゅうたんを敷き詰めたような畑など、のどかな農村風景が広がります。

まちの特産品は、お米をはじめ、原木しいたけやいちご、切花などがあります。また、町内の農産物や商品など「由仁のもの」の良さを再認識し、由仁町産品の利用と消費の拡大を目的とした「やっぱり由仁のものがいい推進事業」を町全体で推進しています。

しかしながら、全国的な人口減少や少子高齢化等の著しい進行は当町においても例外ではなく、地域コミュニティの維持や、地域の将来を担う人材の確保、地域活性化のための交流人口の拡大などが大きな課題となっています。

そのため町では、３大都市圏をはじめとする都市地域の人材を積極的に誘致し、その移住・定住を促進することで地域力の強化を図ることを目的に、「地域おこし協力隊」を募集します。これまで7人の隊員が活動を終え（うち3人は町内で起業）、町職員・地域住民・地域の団体等とともに、移住定住促進や地域振興に向けた取り組みなどを行ってきました。

また、地域おこし協力隊として活動するにあたり、先輩協力隊員や担当課の職員によるサポート体制を構築して、活動や日常生活の中での困りごとなどについて、気軽に相談できる体制を整えていきます。

【２ 募集人員】 １名

①空き家再生プランナー

【3 募集対象者】

- (1) 20歳以上の方（応募時現在）
- (2) 性別は問いません。
- (3) 応募時に3大都市圏や都市地域（条件不利地域は除く。）に居住していて、隊員として採用された場合は由仁町に居住し住民票を異動できる方
また、活動終了後も当町に定住する意思のある方
※要件は、「総務省地域おこし協力隊HP」を参照ください。
- (4) 由仁町の地域おこし協力隊として、広報ゆに、HP、SNSなどに顔写真や経歴などの公表が可能で、かつ責任ある個人として自身の活動などの積極的な広報・PR活動ができる方
- (5) 普通自動車運転免許証を取得している方、または活動開始までに取得できる方
- (6) 基本的なパソコン操作（Excel、Word、各種メールのやり取りなど）やタブレット端末の操作ができる方
- (7) 心身ともに健康で、活動先や地域住民等と協力しながら地域おこし活動に取り組める方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (9) 職務を誠実に履行し、他の協力隊員や協力隊OB・OG、関係者とも連携し、前向きにまちづくりに取り組める方
- (10) 各テーマで定める必要資格などを有する方

（注意事項）

- ・採用内示後の辞退が想定される方、概ね1年未満で退職を考えている方は、応募をご遠慮ください。辞退した場合、面接時に発生した経費を返還請求する場合があります。
- ・採用後、応募の内容に虚偽が見つかった場合は、地域おこし協力隊の活動を休止させ、任期を待たずに任用を取り消します。
- ・地域おこし協力隊は、町の職員として地域で求められる地域協力活動を行う制度です。個人が希望する活動のみを行うものではありません。また、由仁町の地域おこし協力隊の趣旨に適合しない個人的な活動を地域協力活動として行うことは認めません。町が適合しない活動内容であると判断した場合は、任期を待たずに任用を取り消す場合があります。

【4 活動地域】

由仁町全域（詳細はテーマごとに異なります）

【5 活動内容】

テーマ別により活動先はそれぞれですが、地域行事への積極的な参加や活動を通して地域に溶け込み、客観的な目線を生かして地域課題を解決する活動を行っていただきます。

基本的に活動拠点がある場合は、その業務を優先していただきますが、次の共通活動にも取り組んでいただきます。

なお、採用当初の勤務条件を基本としつつ、隊員の経験年次、個人の特性などに応じて、業務量や内容、または活動先を個別に調整する場合があります。

【共通活動】

- (1) 住民への生活支援、地域活動及び地域の維持・活性化につながる活動
- (2) 地域行事の支援・共同作業・イベント作業等の活動
- (3) 協力隊活動後の起業・就業に向けて隊員個々の特性に合わせた地域協力活動や自主的な活動
- (4) 活動報告（SNS発信、広報ゆにでの活動報告など）

※ 定住・定着に向けた活動は、協力隊としての期間中、自主的に行っていただきますが、状況に応じて各受け入れ担当者がサポートします。また、自己研鑽に係る研修費用や起業に係る費用を交付します。（事前申請が必要）

この自主的な活動に関して、必要と認められる場合は、兼業も可能です。

※ 自主的な活動の時間については、活動拠点がある場合はその業務を優先のうえ、勤務条件や配属先の状況に応じ、個別に調整します。

※ 定住・定着に向けた活動を支援するため、協力隊OBや各受け入れ担当者などによる相談対応や助言を行います。併せて生活面での相談対応なども行います。

【6 待遇等】

身分	由仁町会計年度任用職員として町長が任用
報酬	月額291,000円（毎月21日支給、支給日が休日の場合は前日） ※賞与なし
任期	採用の日から当該年度の3月31日まで（1年間） ①活動に取り組む姿勢等を勘案し、毎年度更新できるものとし、最長で3年間（令和11年3月末）まで期間を延長します。 ②隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことがあります。
社会保険等	健康保険・厚生年金・雇用保険等に参加
勤務時間等	①週5日（週36時間15分以内）※活動拠点によっては、シフト制（土日、時間の変則勤務もあります） ※活動拠点がある場合は、原則その拠点の就業規則に準じます。 ②休日：原則週休2日、年末年始 ③その他：活動内容によっては、勤務時間外又は休日に勤務を要する場合があります、その場合は平日の勤務時間を変更（振替）や手当で支給します。
休暇等	町の職員に準じます。
その他費用	①住居費（活動期間中） 月50,000円を上限に交付 ②活動費 次の例により相談協議のうえ交付 ・町に着任（引越等）するための費用 ・自家用車使用料（活動で使用する場合） ・活動に要する物品や使用に要する経費（町が認める範囲内） ・自己研鑽費用等（研修、資格取得など） ・定住に向けて必要となる環境整備に要する経費（空き店舗改修による活動拠点整備や空き屋改修による住環境整備等）及び由仁町内での起業・事業承継に要する経費（要件有）
守秘義務等	①守秘義務 職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。退職後も同様です。 ②交通違反 処分対象となります。 ③その他義務 次の義務を負います ・法令等及び職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等への禁止 ④取り消し 心身の故障等により、職務が遂行できない場合に任用を取り消す場合があります。

【7 応募手続】

- (1) 申込受付締切
令和8年9月30日（水）
※選考状況に応じて、受付を途中で締め切る場合がありますので、必ず事前に連絡してください。
- (2) 提出書類
- (3) 由仁町地域おこし協力隊応募用紙（由仁町HPより応募書類をダウンロード又は電話等によって応募書類を請求してください。）
- (4) 住民票の写し
- (5) 各種免許及び資格を証明できるものの写し
- (3) 提出先（郵送、持参またはメールにて提出）
〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地
由仁町役場 地域活性課 宛
メールアドレス chiiki@town.yuni.lg.jp

【8 選考等】

- (1) 第1次選考（書類選考）
 - ・選考結果は、応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第2次選考（面接選考）
 - ・第1次選考合格者を対象に、日程調整の上、面接選考を実施します。
 - ・選考結果は、第2次選考受験者全員に文書で通知します。
- (3) その他
 - ・応募にかかる経費（書類申請・面接に係る交通費）は、全て応募者でご負担ください。
 - ・提出された書類は返却いたしません。

【9 その他】

募集に関するお問い合わせは、電話やメールで受け付けます。
メールの際には、件名を「地域おこし協力隊応募に関する質問事項」とし、内容を明記のうえ送信してください。
お問い合わせ先は、個別テーマの下段に記載しています。

【個別テーマ】 ①空き家再生プランナー

活動のベースとなるNPO法人ユニライズは、当町の地域おこし協力隊OBが自身の活動を通じて設立し、移住の窓口となる「由仁町移住交流支援センター」の立ち上げから現在まで、空き家の利活用（売買・賃貸・活用方法に関する助言）や移住に関する支援を行っています。

由仁町では、人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家の増加が進む一方、移住後の住まいの確保に向けて、空き家を購入したいというニーズが高まっている状況にあります。これまでも住宅改修に関する助言、空き家の購入後の利活用などについてサポートを行っていますが、「相談先がわからない」、「古い家だから売れない（貸せない）」などの理由で、まだ十分に利用可能な空き家が放置されていたり、解体されてしまうといった状況にあります。

このような課題に対し、移住の促進や空き家活用による地域づくりに目を向け、地域に眠る空き家の掘り起こしや、空き家の再生に向けたプランニングなどに取り組んでいただける方を募集します。

業務に関連する不動産や建築に関連する資格や経験は役に立ちますが、それ以上に地域の課題やニーズと向き合い、活動上で関わる多くの人たちと円滑なコミュニケーションを取れる方を求めています。

主な勤務・活動内容

自治体や地域住民との連携を図りながら、主に次に掲げる活動を予定しています。なお、適正や希望等を考慮した上で活動内容を調整します。

■体験・交流に向けた活動

- ・地域住民との交流
- ・地域イベントの運営サポート
- ・法人が実施する移住や観光イベントのサポート
- ・SNS等を活用した情報発信

■移住・空き家再生（活用）に向けた活動

- ・空き家バンク登録物件の利活用に関する提案
- ・空き家の調査
- ・DIYに関する相談対応やアドバイス
- ・ワークショップやセミナーの企画・実施
- ・専門家など共同した活動（リノベーション・DIYなど）
- ・他の隊員との共同による移住者交流や体験ツアーなどの企画・実施

■充実した活動に向けて

- ・活動報告書の提出（毎月）
- ・定例の協力隊ミーティング（3か月ごと）
- ・活動発表会への参加（年1回）
- ・協力隊員向けの研修などへの参加
- ・個人目標（資格取得、起業など）に向けた勉強や研修への参加

【活動ロードマップ（予定）】

■1年目

- ・空き家バンクの制度、空き家の状況を学ぶ
- ・各種イベントや行事の運営サポート
- ・地域や人を知り、つながる
- ・空き家に関する相談対応
- ・空き家の調査
- ・SNS等による情報発信
- ・地域おこし協力隊ロードマップの作成

■2年目（1年目の活動に加え）

- ・空き家再生のプランニング、DIYなどのサポート
- ・ワークショップの企画・立案
- ・専門家と共同した活動
- ・個人目標のプランニング

■3年目（2年目の活動に加え）

- ・個人目標に向けた活動
- ・定住に向けた準備

主な活動先	求める人物像
由仁町全域 活動拠点： NPO法人ユニライズ 	・町内にある空き家の発掘から再生（活用）まで本気で考えていただける方 ・地域や一緒に活動するメンバー、他の隊員を尊重し、協働できる方 ・DIYのスキルや経験、不動産、建築に関連する資格や知識をお持ちの方 ・SNSツールの活用が得意で、情報発信が好きな方
	必要資格
	なし
問い合わせ先 地域活性課 電話0123-83-2112 メールchiiki@town.yuni.lg.jp	

【問い合わせ先】

〒069-1292 北海道夕張郡由仁町新光200番地
由仁町役場 地域活性課

【TEL】 0123-83-2112

【FAX】 0123-83-3020

【Email】 chiiki@town.yuni.lg.jp